

ASEAN
Hot Topicsミャンマー
新商標制度の現在地創英ASEANオフィス・支配人
弁理士 井上 博人

■ はじめに

日本企業の皆様方の関心が非常に高いミャンマーの新知財制度ですが、まずは商標制度からのスタートが予定されています。本稿では、私がJICA調査団の一員としてミャンマー商標制度の構築支援活動に携わる中で得られました情報を最新版としてアップデートしてご紹介します。

■ 新商標制度の概要

1. 商標制度開始・知財庁設立までの流れ

商標制度の開始、知財庁設立は以下の2段階で実施されます。ミャンマー側はこれを、「ソフトオープニング」と「グランドオープニング」と呼んでいます。

<Step1> ソフトオープニング

現行の登記制度を利用した商標、又は現在実際にミャンマーで使用されている商標（あわせてOld Trademark、以下、OTMと言います。）に基づく出願のみの受付を開始します。当初はオンライン出願のみと聞いていましたが、出願人の便宜を考慮し、受付窓口にて書面出願の受付も行うようです。受付窓口は、首都ネピドーとミャンマー最大都市ヤンゴンに設けられる予定です。

商標法・規則の施行及び知財庁の正式オープン、下記のStep2 グランドオープニングのタイミングとなります。

このような2段階での制度開始となったのは、①商標法規則の成立までには長い承認過程があり、まだ相当の時間がかかること、②新商標制度の開始により、膨大な商標出願が殺到することが予想される中で、知財庁スタッフの絶対数も少なく※、ワークロードを分散させる必要があること、といった理由があるようです。

※現時点では、知財担当部署は教育省の中にありますが、知財庁は商業省の下に置かれ、知財庁設立に際して、知財担当職員が教育省から知財庁へ異動します。現在のスタッフ数は、幹部を含めて合計40人弱ですが、知財庁設立を機に、多少の増員はあるようです。

ソフトオープニングは、商業省が公表するNotificationに基づき実施されます。Notificationには、ソフトオープニング期間に受け付ける商標の詳細が記載されています。Notificationと共に、願書フォーム(TM1)及び代理人選任フォーム(TM2)が公表される予定です。Notificationの案は既に商業省に提出されており、準備が進んでいます。

ソフトオープニング期間中は、出願の受付のみが行われ、出願料金の支払いは後日、グランドオープニング開始前となりますが、未だ詳細は不明です。

ソフトオープニング期間内での出願の先後は特段重要ではありません。ソフトオープニング期間内に出願し、かつ、グランドオープニング開始前の所定の期間に出願料金を支払えば、全て同日出願（最先の出願日＝グランドオープニング開始日）の扱いとなります。

OTMの所有者がソフトオープニング期間中に出願するメリットは、最先の出願日を確保可能、かつ、商標法93条(b)に規定される優先権（異議申立等で先後願の争いが生じた場合に最先の使用日（Cautionary Noticeの日付も含む）を優先日として主張可）の利益を得られる点です。

<Step2> グランドオープニング

商標法・規則の施行および知財庁の正式オープンになります。これ以後は、OTM以外の新規の商標出願の受付も開始されます。

ソフトオープニング開始からグランドオープニング開始までは、少なくとも6か月の期間が設けられます。

2. スケジュール

当初2020年1月にもソフトオープニングかとの話しがありましたが、組織の立ち上げ等、諸々の準備に時間を要しており、どうやらソフトオープニングは早くとも6月以後となるようです。

2020年6月? ソフトオープニング
2020年12月?? グランドオープニング

ソフトオープニング期間中に商標出願を行うために、現行の登記制度を利用する場合、ソフトオープニング初日の前日までに登記を完了しておく必要があります。希望される方は、急ぎご相談いただけますと幸いです。

3. OTMに基づく出願の審査

グランドオープニング後、ソフトオープニング期間になされたOTMに基づく出願の審査から開始されます。同審査の特徴的な点としては以下があります。

(1) 商標の同一性

ロゴ商標・図形商標は、長年使用している間に、時代に合わせて少しずつ変化していくことがあります。ミャンマー側としては、ミャンマーにて長年使用されている商標はしっかりと保護したいとのスタンスであり、OTMと出願商標との同一性は、時代による変遷を考慮し、比較的緩やかに判断する方針です。よって、時代による変遷のため、OTMが異なる態様で複数あるといった場合、現在使用している商標(出願商標)と異なる態様の商標であっても、同一性を認められることが考えられますので、そのようなものも出願時にあわせて提出されることをお勧めいたします。

(2) 商品・役務の同一性

出願商標の全ての指定商品・役務について確認します。OTMの表示との完全一致までは求めず、OTMの表示に含まれていると判断される場合は、同一性が認められます。

(3) 出願人の同一性

出願人の住所/名称がOTMと異なる場合、住所/名称変更の登記までは求めず、変更されたことがわかる証明書類(登記簿等)の提出で認められます。

(4) 指令通知

出願内容に不備が発見された場合、出願人に指令が通知されます(商標法23条(b))。不備解消の機会がありますが、指令応答後の再審査には相当の日数を要す

ると予想されますので、必要な書類(登記証、使用証拠等)は出願時にしっかりと揃えて不備のない出願を行うことが重要と考えます。

★上記は未だ検討中の内容を含んでおり、今後変更となる可能性がありますこと、ご承知おき下さい。

■ おわりに

2019年8月より、これまで計4回、ミャンマーを訪問し、新しい知財制度の起ち上げに燃える未来のミャンマー知財庁職員の皆さんと熱い議論を重ねてきました。

毎回の訪問は、会議前日の夜にネピドー入りし、最終日の会議終了後に空港に直行してバンコクに戻る形のため、仕事としては大変効率が良いのですが、ミャンマーを知るといふ経験が中々できず少々残念でもあります。

そうした中でも、ミャンマーの皆さんとは食事を共にしたり、会議開始前の早朝に寺院観光に連れて行ってもらったりと、活動を通じて近くなり仲間として迎えられ、とても嬉しく思っています。



2020年度もJICA調査団の一員として支援活動に携わってまいります。今年こそ、必ずやソフトオープニングが開始されるものと思います。引き続きしっかりと活動し、皆様に最新情報を提供していきたいと思っております。

以上